

伊方原発広島裁判弁護団に井戸謙一弁護士が参加

====ただちに解禁

2016年3月10日(広島):

3月11日(金)に四国電力伊方原発運転差止を求めて提訴する予定の「伊方原発広島裁判」弁護団に井戸謙一弁護士(井戸謙一法律事務所・滋賀県彦根市:滋賀県弁護士会所属)が参加する。10日、同じく弁護団リーダーで脱原発弁護団全国連絡会共同代表の河合弘之弁護士が明らかにした。9日大津地裁(山本善彦裁判長)が関西電力高浜原発3・4号機の運転差止を命ずる決定を出したが、井戸謙一氏は仮処分命令申立人(債権者)弁護団長。現在高浜3・4号機は、規制基準適合性審査の最終段階である起動後検査中だがこの運転差止仮処分命令のため、原子炉自体を停止せざるをえず、起動後検査自体が不可能となった。原子力規制委員会からの最終合格証取得のメドは全く立たなくなっている。

なお、11日に広島地裁に提訴する「伊方原発広島裁判原告団」は、伊方原発1号機から3号機の運転差止を求める提訴(本訴)とともに、特に、すでに原子炉設置変更許可を取得し、人格権侵害保全の緊急性が高い3号機について運転差止仮処分命令を申し立てる。伊方原発は愛媛県伊方町に立地するが、立地県外地広島で運転差止仮処分命令を申し立てる構造は、9日大津地裁が出した仮処分命令と全く同じとなる。

以上

【添付資料】

1. 「伊方原発広島裁判弁護団一覧」
2. 「伊方原発広島裁判3.11提訴日のスケジュール」

【問い合わせ先】伊方原発広島裁判原告団事務局 〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203  
e-Mail: [saiban\\_office@hiroshima-net.org](mailto:saiban_office@hiroshima-net.org) URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>  
担当者: 原田二三子・哲野イサク・網野沙羅(原田携帯 080-3885-9466)